

平成30年度人事行政の運営等の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況

平成30年度は、事務職15(9)人の職員を採用しました。

※()内はうち女性

(2) 再任用の状況

再任用職員とは、高齢者雇用の推進等のため定年退職者等のうち、あらためて採用される職員であり、地方公務員法第28条の4の規定により採用されるフルタイム勤務職員と、同法第28条の5の規定により採用される短時間勤務職員がいます。

平成31年度は、短時間勤務職員として事務職31(10)人、技能労務職2(2)人を採用しました。

※()内はうち女性

(3) 職位別任用状況

平成31年3月末現在、主幹相当以上の職の総数は、98人であり、平成30年度中における昇任者数の内訳は下表のとおりです。

	部長級	課長級	主席主幹級	主幹級	計
昇任	3人	5人	4人	5人	17人

(4) 職員の退職・再任用の状況

平成30年度における職員の退職及び再任用の状況は下表のとおりです。

区 分	事務職	技能労務職	合計
定年退職	10(5)人	1(1)人	11(6)人
勸奨退職	—	—	—
自己都合退職	4(4)人	0(0)人	4(4)人
その他(死亡、免職、失職)	1(0)人	0(0)人	1(0)人
計	15(9)人	1(1)人	16(10)人
再任用職員	7(3)人	0(0)人	7(3)人

※「再任用職員」とは、退職後に市に再雇用された職員です。

※勸奨退職は実施しませんでした。

※()内はうち女性

(5) 職員数の状況

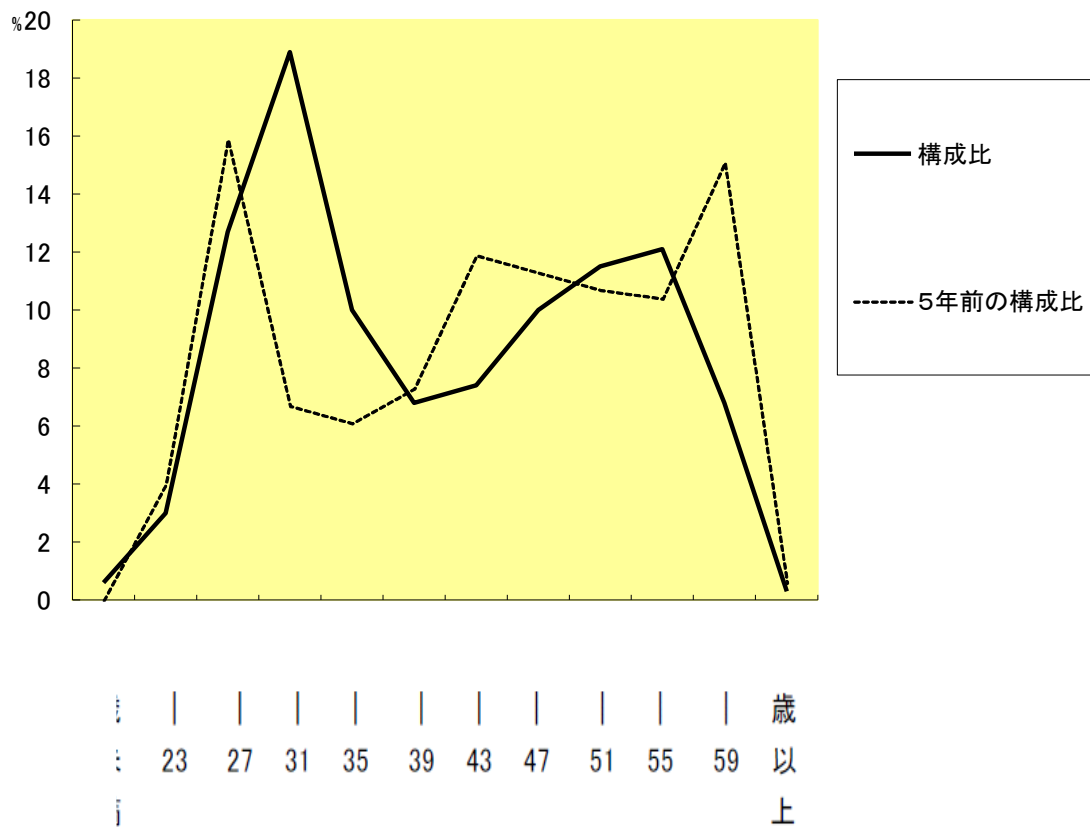
①部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年 4 月 1 日現在)

区 分		職員数		増減数	主な増減理由
部 門		令和元年度	平成 30 年度		
一般行政部門	議会	4 人	4 人	0 人	
	総務	87 人	79 人	8 人	・総務・企画部門の増員 (3 人) ・育休、休職者の増 (5 人)
	税務	27 人	27 人	0 人	
	民生	75 人	78 人	△3 人	・民生部門の減員 (△3 人)
	衛生	20 人	21 人	△1 人	・衛生部門の減員 (△1 人)
	労働	1 人	1 人	0 人	
	農林産	8 人	8 人	0 人	
	商工	5 人	6 人	△1 人	・商工部門の減員 (△1 人)
	土木	41 人	47 人	△6 人	・都市計画部門の事業縮小による減員 (△4 人) ・県派遣職員の帰任による減員 (△2)
	小計	268 人	271 人	△3 人	
特別行政部門	教育	34 人	37 人	△3 人	・義務教育部門等の減員 (△3 人)
	消防	0 人	0 人	0 人	
	小計	34 人	37 人	△3 人	
普通会計計		302 人	308 人	△6 人	
公営企業等	水道	12 人	12 人	0 人	
	下水道	7 人	7 人	0 人	
	その他	18 人	19 人	△1 人	・派遣から帰任した者の異動による減員 (△1 人)
	小計	37 人	38 人	△1 人	
合 計		339 人	346 人	△7 人	

※職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員法の身分を有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いています。

②年齢別職員構成の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	2人	10人	43人	64人	34人	23人	25人	34人	39人	41人	23人	1人	339人

2 職員の給与の状況

市職員の給与等は、人事院勧告等に準拠し改定を実施しています。

－ 人事院勧告とは －

人事院が、国家公務員について、民間の水準に準拠した給与等の勤務条件を維持するために行う「勧告」のことをいい、公務員の労働基本権制約の代償措置として、通常毎年8月ごろ行われています。

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳出総額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費比率 (B/A)	(参考)平成29年度 人件費比率
平成30年度	51,338人	18,872,914千円	697,713千円	2,491,713千円	13.2%	14.4%

※人件費には、特別職に支給される給料・報酬などを含んでいます。

※1(5)「部門別職員数」の公営企業等の職員にかかる給与・報酬などは含んでいません。

(2) 職員給与費の状況（一般会計予算）

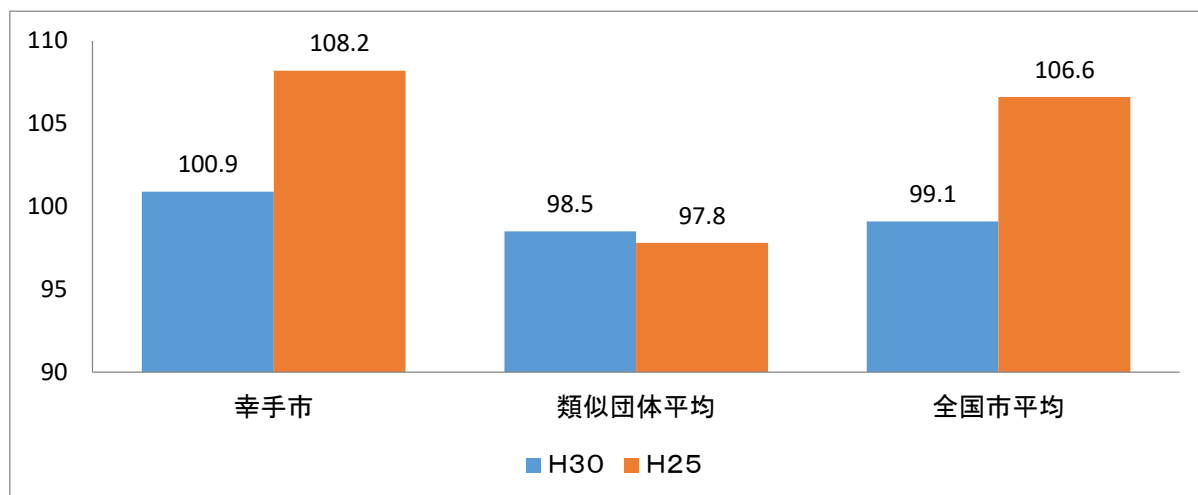
区分	職員数 (A)	給与費				1人あたり 給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
平成31年度	359人	1,189,114千円	257,463千円	483,039千円	1,929,616千円	5,375千円

※職員手当には、退職手当を含んでいません。

※給与費は、平成31年度当初予算計上額です。

(3) ラスパイレス指数の状況

(各年4月1日)



※ラスパイレス指数とは、一般的に地方公務員と国家公務員の給与水準の比較に用いら

れるもので、国家公務員の平均給料月額を100とした場合の市職員の平均給料月額を指数で示したものです。

※類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体（以下同じ。）のラスパイレース指数を単純平均したものです。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

（平成30年4月1日現在）

ア 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
幸 手 市	39.6 歳	306,210 円	390,426 円	353,660 円
埼 玉 県	42.7 歳	323,690 円	412,850 円	380,087 円
国	43.5 歳	329,845 円	—	410,940 円
類似団体	41.8 歳	314,916 円	384,971 円	350,795 円

イ 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
幸 手 市	54.5 歳	11 人	281,300 円	305,540 円	315,364 円	—	—	—	—
うち用務員	※歳	4 人	※円	※円	※円	用務員	55.1 歳	207,300 円	※
うち運転手	※歳	1 人	※円	※円	※円	運転手	60.0 歳	186,800 円	※
うち清掃職員	※歳	1 人	※円	※円	※円	—	—	—	—
うちその他	53.4 歳	5 人	294,340 円	320,056 円	321,523 円	—	—	—	—
埼 玉 県	55.3 歳	266 人	350,983 円	412,613 円	397,058 円	—	—	—	—
国	55.6 歳	2,553 人	286,817 円	—	328,637 円	—	—	—	—
類似団体	51.1 歳	平均30人	309,081 円	340,921 円	326,053 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
幸 手 市	—	—	—
うち用務員	※ 円	2,818,600 円	※
うち運転手	※ 円	2,360,200 円	※

※「平均給料月額」は、職種ごとの職員の基本給の平均です。

※「平均給与月額」は、基本給と扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当及び時間外勤務手当を合計したもので

あり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当、管理職員特別勤務手当、通勤手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

※埼玉県及び類似団体のデータは平成 29 年 4 月 1 日現在のものです。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成 26～28 年の 3 ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

※表中の「※」欄については、該当区分の人数が少なく、個人情報特定されるため、数値を記載していません。

(5) 職員の初任給の状況

（平成 30 年 4 月 1 日現在）

区 分		幸手市	埼玉県	国
一般行政職	大学卒	185,800 円	185,800 円	179,200 円
	高校卒	151,500 円	151,500 円	147,100 円
技能労務職	高校卒	131,900 円	154,000 円	144,500 円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

（平成 30 年 4 月 1 日現在）

区 分		経 験 年 数		
		10 年以上～15 年未満	15 年以上～20 年未満	20 年以上～25 年未満
一般行政職	大学卒	284,558 円	326,350 円	376,785 円
	高校卒	— 円	— 円	※ 円
技能労務職	高校卒	— 円	※ 円	※ 円

※経験年数とは、市職員として採用される前の職歴などの経験を勤続年数に加算した年数です。

※表中の「※」欄については、該当区分の人数が少なく、個人情報特定されるため、給料月額を記載していません。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況

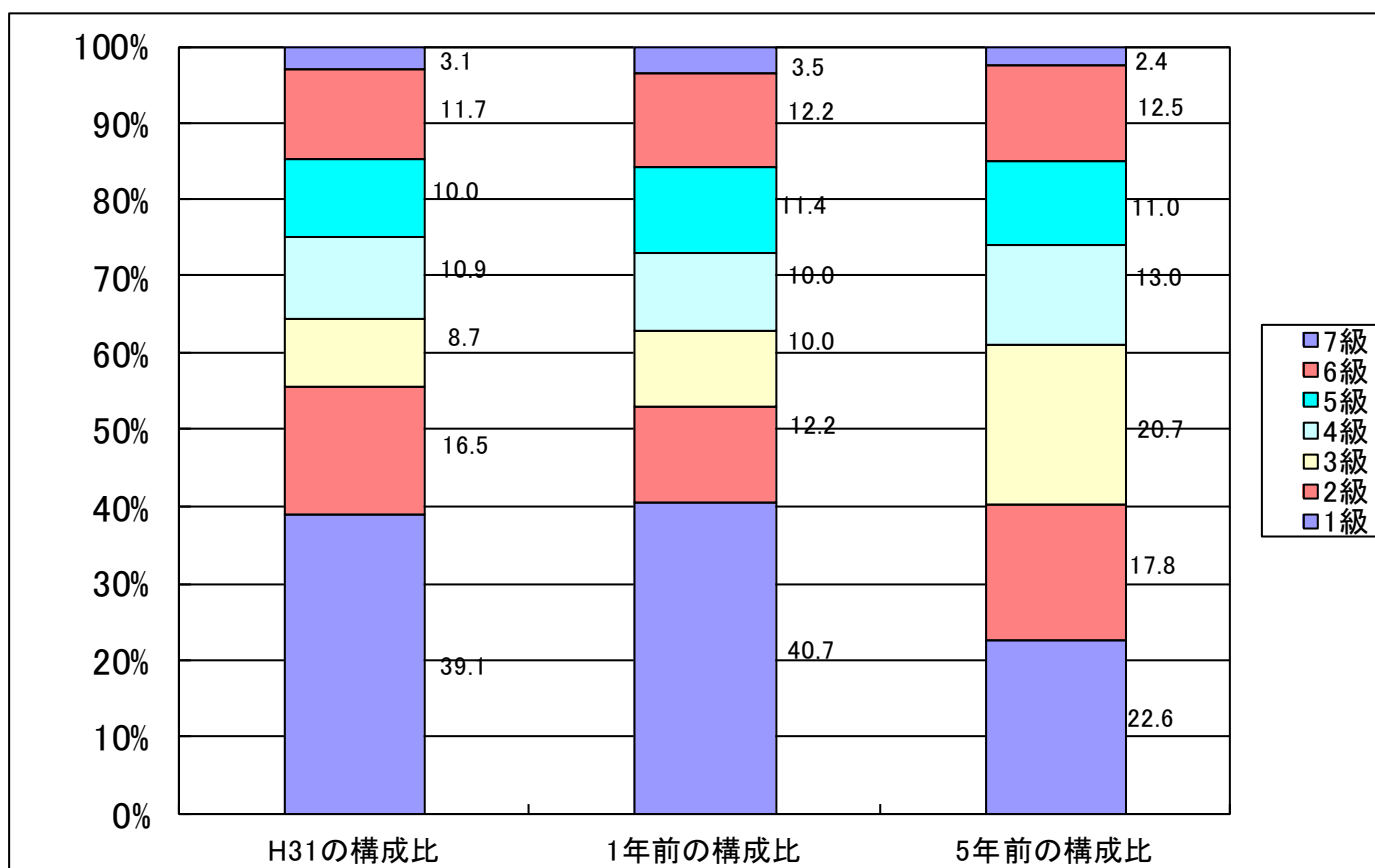
（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	90 人	39.1 %
2 級	主任	38 人	16.5 %
3 級	主査	20 人	8.7 %
4 級	主幹	25 人	10.9 %
5 級	主席主幹	23 人	10.0 %
6 級	課長	27 人	11.7 %
7 級	部長	7 人	3.1 %
計	—	230 人	100 %

※市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。また、標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

※それぞれ職員数には、国家公務員との比較のため、企業、税務、福祉、技能労務職員などは含んでいません。

]



(8) 等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成31年4月1日現在）

① 行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	主事の職務	1 2 8	40.0	主事	1 2 8	1 2 8	40.0	主事級
2 級	主任の職務	6 0	18.8	主任	6 0	6 0	18.8	主任級
3 級	主査の職務	3 4	10.6	主査	3 4	3 4	10.6	主査級
4 級	主幹の職務	3 2	10.0	主幹	3 2	3 2	10.0	主幹級
5 級	主席主幹又は次長の職務	2 6	8.1	主席主幹	2 6	2 6	8.1	主席主幹級
6 級	参事、課長、室長、副参事、会計管理者、事務局長の職務	3 2	10.0	課長 会計管理者 監査委員 事務局長 議会事務 局次長	2 9 1 1 1	2 9	10.0	課長級
7 級	部長、教育次長、困難な業務を所掌する事務局長、理事の職務	8	2.5	部長 議会事務 局長	7 1	8	2.5	部長級
	合 計	3 2 0	100.0					

② 技能労務職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	業務主事の職務	5	50.0	業務主事	5	5	50.0	業務主事級
2 級	業務主任の職務	5	50.0	業務主任	5	5	50.0	業務主任級
	合 計	10	100.0					

③ 特定業務等従事任期付職員給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	定型的な業務を行う職務	9	100.0	保育士 学芸員	8 1	9	100.0	主事級
2 級	困難な業務を行う職務	0	0		0	0	0	主任級
3 級	特に困難な業務を行う職務	0	0		0	0	0	主査級
4 級	特に指定された業務を行い、職員を監督する職務	0	0		0	0	0	主幹級
5 級	特に指定された業務を掌理し、職員を指揮監督する職務	0	0		0	0	0	主席主幹級
	合 計	9	100.0					

(9) 昇給への人事評価の反映状況

実施していません。

(10) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

幸手市	埼玉県	国
1人あたり平均支給額 (平成30年度) 1,318千円	1人あたり平均支給額 (平成30年度) 1,749千円	—
(平成30年度支給率) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.85月分 (1.45月分) (0.90月分)	(平成30年度支給率) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.85月分 (1.45月分) (0.90月分)	((平成30年度支給率) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.85月分 (1.45月分) (0.90月分)
(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

※ () 内は、再任用職員等に係る支給率です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）（平成30年度）

役職段階に期待される実績を大きく上回った職員	— 勤勉手当支給率に0.1月を上乗せ
役職段階に期待される実績を上回った職員	— 勤勉手当支給率に0.05月を上乗せ
役職段階に期待される実績をあげた職員	— 基準勤勉手当支給率
役職段階に期待される実績を下回った職員	— 勤勉手当支給率に0.05月を減じる
役職段階に期待される実績を大きく下回った職員	— 勤勉手当支給率に0.1月を減じる

② 退職手当

(平成30年4月1日現在)

幸手市			国		
(区分)	自己都合	定年・勸奨	(区分)	自己都合	定年・勸奨
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.70900 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.70900 月分
最高限度	47.7090 月分	47.70900 月分	最高限度	47.7090 月分	47.70900 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		そ の 他 の 加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1 人あたり 平均支給額	自己都合 ※ 千円	定年退職 19,854 千円			

※市は、埼玉縣市町村総合事務組合に加入し、退職手当の支給率は同組合の支給条例に基づくものです。

※なお、退職手当の1人あたり平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給さ

れた平均額です。

※表中の「※」欄については、該当区分の人数が少なく、個人情報が特定されるため、支給額を記載していません。

③ 地域手当

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

支給実績額 (平成 30 年度決算)			77,230 千円
支給職員 1 人あたり平均支給年額 (平成 30 年度決算)			204 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(幸手市は 6 級地相当)
市内全域	6%	378 人	6%

④ 特殊勤務手当

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

支給実績額 (平成 30 年度決算)		589 千円	
支給職員 1 人あたり平均支給年額 (平成 30 年度決算)		13 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成 30 年度)		11.6%	
手当数		5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象事務	支給単価
防疫作業手当	環境課職員	感染症の病原体を有する家畜またはその疑いのある家畜に対する防疫作業に従事したとき等	従事した日数 1 日につき 400 円
行旅病人及び行旅死亡人取扱手当	社会福祉課職員	行旅病人の救護または行旅死亡人の取扱業務に従事したとき	従事した件数 1 件につき 1,000 円
社会福祉保健業務手当	社会福祉課職員 健康増進課職員 介護福祉課職員	生活保護法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法等に関する業務に従事したとき	月額 3,000 円
犬猫等死体処理業務手当	環境課職員	犬猫等死体の処理作業に従事したとき	作業 1 件につき 400 円
災害出動手当	災害対策活動従事者	風水害等による災害の発生または災害の発生のおそれがある場合において、災害対策に従事したとき	出動 1 回 (7 時間以内) につき 400 円

⑤ 時間外勤務手当

支給実績額 (平成 30 年度決算)	52,528 千円
職員 1 人あたり平均支給年額 (平成 30 年度決算)	223 千円
支給実績額 (平成 29 年度決算)	24415 千円
職員 1 人あたり平均支給年額 (平成 29 年度決算)	218 千円

⑥ その他の手当

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績額 (30 年度決算)	支給職員 1 人あたり平均支給年額 (30 年度決算)
扶養手当	①配偶者 6,500 円 ②配偶者・子以外 6,500 円 ③子 10,000 円 (満 16 歳～22 歳未満の子 1 人につき 5,000 円加算))	同じ	—	27,607 千円	216 千円
住居手当	借家等居住者：家賃額に応じて支給(最高 27,000 円)	同じ	—	14,904 千円	244 千円
通勤手当	①交通機関(電車等)利用者：6 月定期券等相当額 ②交通用具(自動車)利用者：距離に応じた定額(2,000 円～31,600 円)	同じ	—	15,553 千円	56 千円
管理職手当	主幹級以上の職員に支給	同じ	—	51,920 千円	509 千円

(11) 特別職の報酬等の状況 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給料			(参考) 類似団体における最高／最低額
	市 長	839,000 円	1,053,000 円／616,000 円
	副市長	727,000 円	870,000 円／578,000 円
報酬	議 長	432,000 円	629,000 円／350,000 円
	副議長	382,000 円	575,000 円／300,000 円
	議 員	353,000 円	530,000 円／280,000 円
期末 手当	市長・副市長	(平成 30 年度支給率) 4.45 月分	
	議 員	(平成 30 年度支給率) 4.45 月分	
退職 手当		(算定方式)	(1 期の手当額) (支給時期)
	市 長	給料月額×在職月数×0.35×1.15	16,209,480 円 任期毎
	副市長	給料月額×在職月数×0.21×1.15	8,427,384 円 任期毎

※退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期（4 年＝48 月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

3 公営企業職員の状況（水道事業）

(1) 職員の給与費の状況

① 決算（税抜）

区分	総費用(A) (水道事業費用)	純損益又は 実質収支	職員給与費(B) (損益勘定+資本勘定)	総費用に占 める職員給 与費比率 (B/A)	(参考) 平成29年度 の総費用に 占める職員 給与費比率
平成30年度	977,462 千円	85,495 千円	66,462 千円	6.0%	6.2%

② 予算（税込）

区分	職員数(A)	職員給与費(損益勘定+資本勘定)				1人あたり給 与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
平成30年度	12 人	45,212千円	10,290千円	17,842千円	71,344千円	5,945 千円

※職員手当には、退職手当は含みません。

※給与費は、平成30年度当初予算計上額です。

(2) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(平成31年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
企業職	42.1 歳	314,442 円	388,022 円	361,321 円

※ 平均給与月額は、基本給と扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当及び時間外勤務手当を合計したものです。また、国家公務員の平均給与月額には通勤手当、管理職員特別勤務手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当を含んでいないことから、国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(3) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

幸手市 水道事業	幸手市
1人あたり平均支給額（平成30年度） 1,580千円	1人あたり平均支給額（平成30年度） 1,318千円
（（平成30年度支給率） 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.85月分 （1.45月分）（0.90月分）	（平成29年度支給率） 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.85月分 （1.45月分）（0.90月分）
（加算措置の状況） 職務上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職務上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%

※（ ）内は、再任用職員等に係る支給率です。

② 退職手当

（平成30年4月1日現在）

幸手市			国		
(区分)	自己都合	定年・勸奨	(区分)	自己都合	定年・勸奨
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.70900 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.70900 月分
最高限度	47.7090 月分	47.70900 月分	最高限度	47.7090 月分	47.70900 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		そ の 他 の 加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1 人あたり 平均支給額	自己都合 — 千円	定年退職 — 千円			

※市は、埼玉縣市町村総合事務組合に加入し、退職手当の支給率は同組合の支給条
例に基づくものです。

③ 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績額（平成30年度決算）			2,868千円
支給職員1人あたり平均支給年額（平成29年度決算）			239千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（幸手市は6級地相当）
市内全域	6%	12人	6%

④ 特殊勤務手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象事務	支給単価
災害出動手当	災害対策活動従事者	風水害等による災害の発生または災害の発生のおそれがある場合において、災害対策に従事したとき	出動 1 回（7 時間以内）につき 400 円

⑤ 時間外勤務手当

支給実績額（平成 30 年度決算）	2,371 千円
職員 1 人あたり平均支給年額（平成 30 年度決算）	296 千円
支給実績額（平成 29 年度決算）	2,028 千円
職員 1 人あたり平均支給年額（平成 29 年度決算）	203 千円

⑥ その他の手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容	一般行政職との異同	支給実績額 (30 年度決算)	支給職員 1 人あたり 平均支給年額 (30 年度決算)
扶養手当	① 配偶者 6,500 円 ② 配偶者・子以外 6,500 円 ③ 子 10,000 円 (満 16 歳～22 歳未満の子 1 人につき 5,000 円加算)	同じ	792 千円	132 千円
住居手当	借家等居住者：家賃額に応じて支給(最高 27,000 円)	同じ	731 千円	146 千円
通勤手当	①交通機関(電車等)利用者：6 月定期券等相当額 ②交通用具(自動車)利用者：距離に応じた定額(2,000 円～31,600 円)	同じ	607 千円	51 千円
管理職手当	主幹級以上の職員に支給	同じ	2,352 千円	588 千円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要（平成 31 年 4 月 1 日現在）

職員の勤務時間は、一週間あたり 38 時間 45 分と定めており、原則毎週月曜日～金曜日（午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）の勤務となります。なお、そのうち正午から午後 1 時までは休憩時間となります。

また、一部の職場においては、その業務の実情に応じて職員の勤務時間の変更を行っています。

(2) 休暇制度の概要・種類など

職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇があります。

年次有給休暇	労働基準法第 39 条の諸規定に従って与えられる、有給による休暇であり、1 年につき最高 20 日間付与され、前年からの繰越分を含めると年に最高 40 日間になります。
病気休暇	勤労意欲があっても負傷または疾病のために勤務することができない職員に対し、医師の証明等に基づき、原則上限 90 日まで、その治療に専念させることが目的で設けられた有給の休暇です。
特別休暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇です。（種類及び日数は下表のとおりです。）
介護休暇	配偶者、子、本人または配偶者の父母などの親族で負傷、疾病または老齢により 2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇です。
組合休暇	職員団体の業務または活動に従事するために認められる無給の休暇です。

（特別休暇の種類及び日数）

項 目	日 数
選挙権その他公民権を行使する場合	その都度必要と認める期間
証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所等に出頭する場合	その都度必要と認める期間
出産の場合	出産予定日 6 週間前から産後 8 週間を経過するまでの期間
妊娠または出産に関し保健指導または健康審査を受ける場合	1 回につき 1 日の範囲内でその都度必要と認める時間
妊娠中に、交通機関の混雑が母体または胎児の健康保持に影響があると認める場合	1 日を通じて 1 時間を越えない範囲内でそれぞれ必要と認められる期間

生後 1 年に達しない子を育てる場合	1 日 2 回それぞれ 30 分間
生理日における勤務が著しく困難な場合	3 日の範囲内でその都度必要と認める期間
忌引の場合	配偶者 10 日、父母 7 日、子 5 日、祖父母 3 日等
配偶者及び父母の祭日の場合	それぞれ 1 日
感染症の場合	その都度必要と認める期間
災害により住居が滅失した場合	1 週間の範囲内でその都度必要と認める期間
結婚の場合	5 日の範囲内で必要と認める期間
妻の出産の場合	3 日の範囲内でその都度必要と認める期間
妻が出産する場合で、当該出産に係る子または小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合	出産予定日の 6 週間前の日から出産の日後 8 週間を経過する日までの期間で 5 日の範囲内の期間
小学校就学前の子を看護する場合	一の年において 5 日の範囲内の期間
心身の健康の維持等の充実を図る場合	7 月から 9 月の期間内において、原則として連続する 3 日の範囲内の期間
災害または交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合	その都度必要と認める期間
災害または交通機関の事故等により退勤途上における身体の危険を回避する場合	その都度必要と認める期間
骨髄移植のための骨髄液の提供を行う場合	その都度必要と認める期間
自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（災害、介護ボランティア等）を行う場合	一の年において 5 日の範囲内で必要と認める期間

(3) 年次有給休暇の取得状況

平成 30 年 1 月 1 日から、平成 30 年 12 月 31 日までの一般職員の年次有給休暇の平均取得日数は 10.2 日となっており、平成 29 年（9.6 日）と比べて 0.8 日増加しています。

(4) 育児休業等の取得状況

ア 育児休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、3 歳に満たない子を養育するために、その子が 3 歳に達するまでの期間を限度として、職務に従事しないことを可能とする制度です。育児休業をしている期間については、給与は支給されません。

イ 部分休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、小学校就学の始期に満たない子を養育するため、1 日の勤務時間の一部（2 時間を限度）について勤務しないこと

を可能とする制度で、休業した期間の給与は減額されます。

ウ 育児短時間勤務制度とは、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、一定の勤務形態（週 19 時間 25 分から 24 時間 35 分）により勤務することができる制度で、給与は勤務時間数に応じた額が支給されます。

平成 30 年度における育児休業の取得状況は、次表のとおりです。

休業の種類 休業者の内訳	育児休業		部分休業	
		うち新規		うち新規
取得者合計	8 人	5 人	10 人	2 人
うち女性	8 人	5 人	9 人	2 人

(5) 時間外勤務の状況

平成 30 年度における一般職員の月あたり平均時間外勤務時間は、8.8 時間となっています。

なお、四半期ごとの時間外勤務の一人あたり月平均時間の状況は下表のとおりです。

第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	年間
10.7	6.2	8.2	10.2	8.8

5 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分の状況

平成 30 年度は、免職処分、降任処分、降給処分を受けた職員はいませんでした。また、平成 30 年度に休職処分を受けた職員は 7 人（心身の故障）でした。

(2) 懲戒処分の状況

平成 30 年度は、懲戒処分を受けた職員はいませんでした。

6 公平委員会への措置要求および審査請求の状況

公平委員会は、地方自治法及び地方公務員法の規定に基づき設置されている行政委員会であり、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、必要な措置を執ること、職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすることなどを職務としています。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

「勤務条件に関する措置の要求」とは、職員が、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができる制度です。

平成 29 年度は、勤務条件に関する措置の要求はありませんでした。

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況

「不利益処分に関する審査請求」とは、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた職員が、公平委員会に審査請求をすることができる制度です。

平成 29 年度は、不利益処分に関する審査請求はありませんでした。

7 職員のサービスの状況

(1) 職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第 30 条は、サービスの根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、以下のようなサービス上の強い制約を課しています。

- ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（同法 32 条）
- ・ 信用失墜行為の禁止（同法第 33 条）
- ・ 秘密を守る義務（同法第 34 条）
- ・ 職務に専念する義務（同法第 35 条）
- ・ 政治的行為の制限（同法第 36 条）
- ・ 争議行為等の禁止（同法第 37 条）
- ・ 営利企業等の従事制限（同法第 38 条）

(2) 職務専念義務免除の状況

職員は、法律または条例に特別の定めがある場合のほかは、その勤務時間及びサービス上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければなりません（地方公務員法第 35 条）。ただし、「職務に専念する義務の特例に関する条例」により、研修を受ける場合や厚生事業に参加する場合などに、任命権者の承認を得て、職務専念義務が免除されることがあります。

平成 29 年度における承認件数は、1,254 件となっています。

(3) 営利企業等従事の許可状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社等の役員を兼ねたり、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事等してはならないとされています（地方公務員法第 38 条）。任命権者の許可基準は、「職員の営利企業等の従事制限に関する規則」に定められています。

なお、平成 29 年度における許可申請は 6 件でした。

8 職員の研修及び人事評価の状況

(1) 研修の概要

平成 30 年度に実施した研修は、以下のとおりです。

区 分	コース数	延べ受講者数
自主研修	3	6 人
基本研修	22	390 人
一般研修	41	272 人
特別研修・その他	15	15 人

(2) 職員の人事評価

幸手市では、平成 28 年度から地方公務員法の改正を踏まえ、従来実施していた人事評価制度の見直しを行いました。人事評価制度は、「実績評価」と「能力評価」から成り立っており、「実績評価」は、職員の仕事への参画意識の向上や組織への貢献度に応じた公正な処遇の実現による仕事への動機付けの付与を目的としたものです。

また、「能力評価」は、職員の職務遂行能力を的確に把握することにより、職員が今後どのような職務を遂行し得るか、どのような職務に適しているのかの判断に活用し、適材適所の人事配置や昇進管理の実現を通じた人材の最大有効活用や効果的な育成を目的とするものです。

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の概要

職員の共済制度は、地方公務員法第 43 条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し、実施する主体は、埼玉県市町村職員共済組合です。

共済組合では、組合員である職員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡等に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して年金または一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅資金の貸付けなどの「福祉事業」の大きく分けて 3 つの事業を行っています。

また、その他の福利厚生事業として、幸手市職員互助会を組織し、レクリエーション事業への補助、職員運動クラブの運営費に対する補助、及び人間ドック受診に対する補助などをしました。

(2) 福利厚生制度に係る市の負担状況

共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛金と使用者である市の負担金によって賄われています。市の負担金の率は法定されており、平成 29 年度は、402,537 千円の負担金を支出しました。

なお、職員互助会への支出はありません。

(3) 公務災害の発生状況

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害及び死亡）または通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填（補償）と、被災職員の社会復帰の推進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うことを目的としています。具体的には、地方公務員法第 45 条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。

平成 30 年度に公務災害と認定された件数は、2 件でした。